

各 事 業 者 様

## 令和7年度健康診断 受診料改定について（お願い）

(公社) 京都労働基準協会 丹後支部  
(一社) 京 都 微 生 物 研 究 所

平素は、当支部及び当診療所事業に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の原材料価格の高騰、運送費等の上昇が続いており、このような状況下で安定的な供給を継続することが極めて困難な状況となっております。

つきましては、誠に心苦しいお願いではありますが、下記の通り健康診断受診料の改定を今年4月から実施させていただきますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

今後も受診者様の健康を守るべく、精度の高い検査と診断、更なるサービス向上に努めていく所存でございます。

## 記

## 【定期健康診断】※税込

|      | 現 行              |   | 新価格              |
|------|------------------|---|------------------|
| Aコース | 3,300 円 (会員事業所)  | → | 3,465 円 (会員事業所)  |
|      | 4,070 円 (非会員事業所) | → | 4,235 円 (非会員事業所) |
| Bコース | 5,720 円 (会員事業所)  | → | 5,995 円 (会員事業所)  |
|      | 6,490 円 (非会員事業所) | → | 6,765 円 (非会員事業所) |
| 甲コース | 5,282 円          | → | 変更なし             |
| 乙コース | 2,673 円          | → | 変更なし             |

※ 甲・乙コースは全国健康保険協会(協会けんぽ)が指定する、生活習慣病予防健診の補助額は変更ございません。

(対象者：加入している被保険者 35 歳以上 74 歳まで)

## 【深夜健康診断】※税込

|      | 現 行              |   | 新価格              |
|------|------------------|---|------------------|
| Aコース | 3,630 円 (会員事業所)  | → | 3,795 円 (会員事業所)  |
|      | 3,630 円 (非会員事業所) | → | 4,565 円 (非会員事業所) |
| Bコース | 4,730 円 (会員事業所)  | → | 5,005 円 (会員事業所)  |
|      | 4,730 円 (非会員事業所) | → | 5,775 円 (非会員事業所) |